

平成二十六年十一月五日提出
質問第六〇号

外国船による違法操業に関する質問主意書

提出者 西野弘一

外国船による違法操業に関する質問主意書

昨今、我が国の排他的経済水域内で違法な操業をしていると思われる外国漁船の活動が活発化している。国連海洋法条約では、担保金の支払いがあれば船員の釈放、押収した漁船・漁具の返還を義務付けている。我が国の資源を保全するためには、担保金に抑止的効果を期待するしかない。しかるに、違法操業が絶えない現実をかんがみれば、現在設定している担保金の額が違法操業で期待される収益に比して低すぎるのではないか、という懸念がある。そこで次の事項について質問する。

一 担保金の基準を示されたい。

二 平成二十五年の一年間に拿捕した漁船の数、逮捕した船員の数、支払われた担保金の総額を示されたい。

三 一、二を踏まえ担保金の額が適正か、政府の見解を示されたい。

右質問する。